

平成16年(行ウ)第47号 公金支出差止等請求住民訴訟事件

原告 藤永知子 外31名

被告 埼玉県知事外1名

調査囑託に関する意見書

2009(平成21)年2月25日

さいたま地方裁判所第4民事部 合議係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 佐々木新一

弁護士 南雲芳夫

弁護士 野本夏生

弁護士 小林哲彦

訴訟復代理人 弁護士 伊東結子

外

平成21年2月18日付けで被告らから提出のあった「調査囑託申立書に対する意見書」に対して、次のとおり意見を述べる。

1 平成21年1月14日付けで原告らが提出した調査囑託申立書について

被告らは今回提出の意見書で次のように述べている。

「(国土交通省関東地方整備局の)回答書によると、原告らは各利水基準点で取水された開発水及び既得水の還元する水量とその還元地点を各用途別に根拠を示すよう求めているが、利根川及び荒川の利水計画では、新たに水資源開発施設に参画し確保された水は、水供給の安全性の確保の観点から、還元を見込まず、利水計画上、設定していないということである。」

ここで言う「新たに水資源開発施設に参画し確保された水」とは、前回の調査囑託に対する国土交通省の回答から明らかなように、既設のダム等の水

源施設を含めて開発された水を意味すると思われる(1月7日付け回答書の利根川 ダムおよびダム以外の利水施設による取水地点ごとの用途別の月別開発量、荒川 ダムによる取水地点ごとの用途別の月別開発量)。これについて還元を見込まない計算を行っているという事実が明らかになったので、平成21年1月14日付けの調査囑託申立書で求めた調査は一応達せられたものと判断できる。

なお、開発水の還元を見込まない計算は、利根川及び荒川の実際の水収支とは全く遊離したものであり、また、これ以外にも現状を無視した計算を行っている箇所が散見されることから、利根川荒川の利水安全度の計算は全くの机上の計算というべきものである。それらの問題点については準備書面で追ってあらためて明らかにすることとする。

2 「利根川荒川の安定供給可能量の計算」に関する調査囑託への国土交通省の回答における項目別の回答の有無について

被告らは今回提出の意見書で国土交通省の回答に基づいて次のように述べている。

「原告らは、調査囑託申立書の中で、・・・・・・国土交通省が不誠実な対応をとっているかの記述をしているが、平成21年1月7日付け国関整計第87号の調査囑託書で回答したとおり、上流ダム群をひとまとまりとして、その貯水量の計算結果をとりまとめており、原告らが求めるデータは計算成果としてとりまとめていないものである。即ち、国土交通省は、原告らの調査事項に対して、存在する資料は提出しており、不誠実な対応はとっていない。」

しかし、この国土交通省の回答そのものが不誠実である。平成21年1月14日の調査囑託申立書の別紙2で述べたように、前回の調査囑託書の回答は、利根川について述べれば、ダムの計算結果に関しては、「栗橋上流ダム群と河口堰上流ダム群については数字のデータがあるが、各ダムは小さいグラフのみで、数字のデータが無い。」、利水基準点の計算結果に関しては「栗橋地点は数字のデータがあるが、そのほかの利水基準点については8地点は

小さいグラフのみで、数字のデータが無く、9地点はグラフも無い。」のであって、「上流ダム群をひとまとまりとして、その貯水量の計算結果をとりまとめて」いるというのは事実と異なっている。

「個別のダムごとに計算し、計算結果も示されているけれども、小さいグラフのみで数字のデータが示されていないこと」を指摘したにもかかわらず、国土交通省は、個別のダムごとの計算はしていないという的外れで不誠実な回答をしているのである。さらに、国土交通省の回答は利水基準点の計算結果についても何も答えておらず、そちらの方も不誠実である。

このような国土交通省の不誠実な回答は、利根川荒川の利水安全度の計算の妥当性・合理性を問題視されたくないという国土交通省の本音を現すものである。

原告としては、各ダムおよび各利水基準点の計算結果の（読み取りも困難な）小さいグラフではなく、その数字データそのものを求めたいところであるが、このことのために裁判の日程を費やすのは本意ではないので、この点に関しては断念することにする。

以上